

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
1	説明会資料 7頁【発進基地の課題に関する提案】(様式4-4) 「円周シールド発進・到達時の・・・」とありますが、発進基地は円周シールドでなければならないということでしょうか。	発進基地は円周シールド工法以外の提案も可能です。
2	説明会資料 9頁 「※同一技術とは、・・・「外殻シールド間の距離」・・・」とありますが、外殻シールドの距離が50mmや100mmと違う距離であれば、違う技術として判断されるのでしょうか。	手続開示の公示(説明書)4-8.優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定に記載のとおり判断しますが、コンセプトや考え方などを踏まえて、総合的に判断いたします。
3	説明会資料 10頁 (6) 文章内で「または」「かつ」が多いですが、どこで区切りとすればよろしいでしょうか。	手続開示の公示(説明書)4-11.価格等の交渉(6)に記載のとおりです。
4	説明会資料 8頁 提案項目の説明のなかで「等」と記載されています。弊社のなかで重要と考えていることについても、記載してもよろしいでしょうか。	工法の安全性、確実性をより高めるために、付加させるべきものがある場合には記述してください。
5	説明会資料 5頁 前回はプレゼン⇒技術面談⇒改善技術提案書の提出という流れでありましたが、今回はヒアリング後の技術提案書の再提出はないのでしょうか。	手続き開始の公示(説明書)4-6.ヒアリング(3)③に記載のとおり、提出は要しないものとします。
6	説明会資料 5頁 具体的な日時の指示は申請書・技術提案書提出日の11月14日のみで、その他については「別途通知」という指示になっています。 配置予定の技術者に万全な準備等を行いたいのので、ヒアリングや優先交渉権選定等の概ねの時期をご教示いただけますでしょうか。	契約手続き段階において、別途書面にて通知します。
7	説明会資料 5頁 今回はプレゼンがないので、パワーポイント等の資料の準備は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	手続き開始の公示(説明書)4-6.ヒアリング(3)③に記載のとおり、ヒアリング時は、提出された技術提案書のみを使用して実施するため、パワーポイント等の資料の準備は不要です。
8	説明会資料 9頁 「北行工事で採用された技術提案を踏まえたうえで・・・」と記載がありますが、北行工事が決定してから南行工事の決定となるとかなりの時間を要するのでしょうか。	契約手続き段階において、別途書面にて通知します。
9	説明会資料 5頁 「学識経験者への意見聴取」との記載がありますが、優先交渉権者選定の判断は東日本高速道路が行うのでしょうか。	手続開始の公示(説明書)4-8.優先交渉権者・交渉権者の選定及び非選定に基づき、発注者が優先交渉権者を選定いたします。

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
10	<p>東京外環自動車道(千葉県区間)掘割構造物「設計条件に関する統一事項」3頁                      設計図書の東京外環自動車道(千葉県区間)掘割構造物「設計条件に関する統一事項」において、p.6-1-2の下から5行目に示されている、本指針5.8.1「連結継手」に係わる内容をご教示ください。</p>	<p>東京外環自動車道(千葉県区間)掘割構造物「設計条件に関する統一事項」(以下、統一事項という。)6-1-2頁に記載している本指針5.8.1「連結継手」に関しては掘割構造物の連結継手についての内容であり、本工事とは関連のない内容となります。                      連結継手については統一事項に記載されている条件以外は、貴社の考えに基づき計画願います。</p>